

〈研究ノート〉

保育における音楽療育を考える ～こども音楽療育士資格認定カリキュラム導入に当たって～

伏見 強・伊藤 美恵・富田 英子

平成24年度より全国大学実務教育協会の「こども音楽療育士」資格認定制度が開始された。本学幼児教育学科でもいち早くこれを取り入れることとし、そのための教育課程の整備を図った。本論考では、関連する音楽療法士や上位資格に位置づけられている保育音楽療育士の養成と、こども音楽療育士養成課程の概要を比較するなど、こども音楽療育に関する事例を挙げながら、本資格必修科目の「こども音楽療育概論」「こども音楽療育演習」「こども音楽療育実習」実施上の課題を探る。

キーワード：こども音楽療育士 統合保育 発達障害 音楽療育 幼児教育

1. はじめに

全国大学実務教育協会は平成23年4月1日付で、こども音楽療育士資格認定制度を創設・制定した。その認定制度設置の趣旨では「近年、保育、幼児教育、福祉の各領域において、音楽は広く活用され、音楽活用の可能性が注目を集めると共に、その活用に関する実践研究が進められている。特に、昨今の課題である発達障害への対応という点において、音楽を用いた療育は、こどもの心やからだを育てる発達援助の一手段として活用され、意義深いことが検証されている。」¹⁾とし、「そのような時代背景を踏まえ、音楽療育、障害児・心理、保健及び音楽に関する科目を体系的に学んだものに『こども音楽療育士』として、資格を授与する制度の導入を図り、保育所、幼稚園、小学校、児童福祉施設等において、心身の発達に役立つ療育の知識と技術の獲得を目指したい。」²⁾と謳われている。

加えて、保育士資格及び幼稚園教諭、小学校教諭免許取得可能な学部学科、並びに音楽科、介

護福祉士・養護教諭資格取得学部・学科に、それぞれの資格免許に付加価値を加えるものと位置づけ、これらの養成課程を設置している大学・短期大学に同資格認定のための教育課程の導入を募った³⁾。なお、同時に、平成13年度から導入されてきた保育音楽療育士は、こども音楽療育士の上位資格に位置づけられた。

同趣旨と共に提示された「こども音楽療育士資格認定に関する規定」及び「こども音楽療育士教育課程ガイドライン」から、本学教育課程においても導入の可能性を認め、全国に先駆けて24年度から実施することになった。

本稿では本学の本資格に関する教育責任者及び必修科目担当者、関連領域の幼児音楽担当者により、音楽療法並びに音楽療育関連資格との比較や音楽療育関連事例を検証し、教育課程実施の課題を探った。

表1 音楽療育士関連養成課程等の比較

	音楽療法士	保育音楽療育士	こども音楽療育士
認定機関	日本音楽療法学会	大学実務教育協会	大学実務教育協会
養成機関	音楽系大学・専門学校 音楽療法士養成課程	保育系大学・短期大学専攻科	保育系短期大学
資格	音楽療法士（補）受験資格	保育音楽療育士資格	こども音楽療育士資格
開始	2001年度	2001年度	2012年度

2. こども音楽療育士養成、及び関連領域資格養成の概要

1) 資格の定義、教育目標等

音楽療法の定義は、日本音楽療法学会によると「音楽のもつ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持、改善、生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用すること。」⁴⁾とある。

保育音楽療育士の教育目標は、平成12年9月8日制定、その後18年、21年、23年の4月1日付で一部改正された保育音楽療育士教育課程ガイドラインに、「障害児療育において、発達の視点を入れながら、保育と音楽療育に関して高度の知識と技能をそなえた障害児の専門職として、さらに生涯教育に関与できる人材の養成を目指す。」⁵⁾と明示されている。

こども音楽療育士の教育目標は、平成23年4月1日全国大学実務教育協会制定のこども音楽療育士教育課程ガイドラインに、「音楽を通して、心身に何らかの障害のあるこども達の発達の援助を行うための音楽療育に関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実践能力とを養成することを教育目標とする。」⁶⁾と述べられている。

2) 認定機関及び養成機関

音楽療法士は日本音楽療法学会の認定資格であり、現在は、音楽系大学や専門学校の養成課程などで学ぶことによって得られる音楽療法士（補）が受験資格となる。

保育音楽療育士とこども音楽療育士は大学実務教育協会が認定したそれぞれの教育課程において必要な単位を修得してその機関を卒業することが条件となり、前者は保育系大学及び保育系短期大学専攻科での設置が前提となっているのに対し、後者は保育系短期大学の教育課程が基盤になっている。（表1）

3) こども音楽療育士、及び関連領域資格養成校の全国分布

平成23年4月1日現在、厚生労働省の指定保育士養成施設一覧によると全国の指定保育士養成施設は4年制大学、短期大学、専門学校の587学科・専攻・コースからなる。この内、4年制大学の学科・専攻・コースが239を占め、専門学校が99校であった。短期大学は249校に上り、幼稚園免許取得可能な幼児教育・保育系短期大学の専攻・コースを有する学校数は240校あった。⁷⁾（表2）

2012年度より新設されたこども音楽療育士資格取得のための教育課程は上述の短期大学で実施が可能であるが、初年度の24年度に導入した短期大学は全国で12校であった。その内2/3は

表2 平成23年4月1日現在の指定保育士養成施設数

	学部学科専攻コース	備考
大 学	239	
短期大学	249	幼稚園免許取得可240
専門学校	99	
合 計	587	

表3 音楽療法士（補）・音楽療育士養成校の全国分布

	2010年度	2012年度音楽療法専攻・コース		2012年度	2012年度
	受験資格認定校	大学	短期大学	保育音楽療育士	こども音楽療育士
北 海 道	1	1	0	2 (1)	0
東 北	0	0	1	0	0
関東・甲信越	14	5	1	0	1
東海・北陸	4	4	1	0	1
近 畿	3	4	1	2	8
中国・四国	1	3	4	2	1
九州・沖縄	3	3	2	2	1
合 計	26	20	10	8 (1)	12

* 2010年度受験資格認定校数は日本音楽療法学会ニュース⁸⁾より、2012年度音楽療法専攻・コース数は音楽大学・学校案内2012年度（短大・高校・専修・大学院）版専攻別大学・短大一覧の音楽療法専攻・コース⁹⁾より、それぞれカウントした。また、2012年度保育音楽療育士及びこども音楽療育士養成校数は一般財団法人全国大学実務教育協会のホームページ¹⁰⁾による。

近畿圏で、中でも在阪の短期大学が7校と多数を占めた。（表3）

保育音楽療育士養成課程は近畿、中・四国、九州圏で2校ずつ開設されており、西日本が優位を占めてきた。

音楽療法士養成課程はこれらに先駆けて養成されてきたが、関東・甲信越以北が6割弱を占め、東海以西よりも優位を占めてきた。（表3）

保育音楽療育士の養成課程は音楽系の大学・短期大学のカリキュラムがベースになっており、表3から音楽療法士（補）を輩出できる音楽療法の専攻またはコースを持つ全国の大学・短期大学の数を数えてみると、大学は20校、短期大学は10校であった。

なお、音楽療法士（補）資格は受験資格認定校の卒業時に発行され、正規の音楽療法学会音楽療法士資格認定申請時に必要となる。

3. 幼稚園、保育所における統合保育

近年、保育の現場では、統合保育の対象外でありながら集団活動に馴染みにくい子どもの存在が多数報告されている。

障害児保育の認定を受け、加配職員の為の費用や専門家による助言指導が保障される場合でも、日常の指導は担当保育者にゆだねられている。また障害の認定を受けていない子どもや、たくさんの子どもを見てきた保育者が集団の中で

何となく違和感を感じる子どもへの対応は、保護者との関係づくりも含めて困難さが大きい。この場合の違和感とは、発達全体のゆっくりさよりも、物へのこだわりや人への関心の持ち方、「数字や漢字を記憶することはできるのに、他児と並んで歩くことができない。」とか、「多弁に話すのに、会話が成立しない。」など、発達にばらつきのある子どもに対するものであることが多い。

上記のようなさまざまな児童を含んだクラスでの生活や集団活動を指導する上で、カリキュラムに沿った活動を提供するだけでは、クラスとしてのまとまりや課題の達成がうまくできないことが多い。また、近年発達障害児の早期発見と早期対応が重視され、保健事業の中でも3歳児検診や平成21年から試行実施されている5歳児検診（年中児検診）に力が入れられており、保育所や幼稚園の一般集団に席がある子どもが、新たに障害を指摘されることも増えてきている。

保育者は自らの担当するクラスにいる「発達に課題を持つ子ども」を排除することなく、全体への指導をしなければならない。また一方ではカリキュラムを実施し、子どもの成長を促し、小学校へと送り出す役割の中で、子どもの持つ困難さを早期に発見し、保護者の理解を得ることも担当者の役割と捉えて、苦慮している声を聴く。

4. こども音楽療育の背景

1) 子育て支援の取組みより

保育所、幼稚園での子育て支援の取り組みは、園庭など場所の開放と親子での活動の提供が中心である。園庭やプールの開放では、参加している親子がそれぞれ自由に遊ぶため、担当者は

見守りを中心にするようになるのだが、一定の活動を提供する場面では、集団活動への子どもの行動とそれを支える親子関係へのアプローチの重要度が増す。

音楽を使った活動（手遊びや体操など）はこのような子育て支援の活動でよく使われるが、提供された活動に興味を持って、参加をする子どもたちばかりではない。

本来子育て支援は、このような関わりの持ちにくさや、興味関心の偏り、対人関係の持ち方に課題のある子どもの保護者への支援なども含まれるものであるので、楽しい活動を提供するだけでは十分な子育て支援とは言えない。集団での活動から外れてしまう子どもや、子どもと一緒に楽しむことができない保護者へのアプローチが必要とされている。

2) 集団活動が苦手な親子への支援

親子で参加する活動は、子どもの興味をうまく誘導したり、保護者がモデルになって協力して活動することが必要である。しかし、子どもがじっとしていることができなかったり、提供した活動に参加しなかったときに保護者は焦り、子育ての困難さを感じるようになりやすい。

また、他児とのトラブルが頻発する子どもの場合も同様である。母親は正しく行動しない我が子にいらだったり、他の保護者の視線が気になるなど、自らの子育てに不安を感じてしまうことが多々ある。その場合担当者は、子どもの出来なさを指摘したり、保護者の子育てを否定するような指導をするのではなく、保護者が安心して我が子に向き合えるような支援をする必要がある。

A児は、保護者の傍で遊ぶよりも自分の興味のあるものに惹かれて動き、母子関係が希薄なように見えていた。全員でする手遊びなどの音

楽活動も同様で、母親が膝に座らせようとする
とたちまち逃げていく子どもであった。

「くすぐり」のわらべうたの活動で、最初から
ずっと A 児を保護者の膝に座らせるのではなく、
最後の「くすぐり」の部分のみ母親が A 児
の傍に行きくすぐる。そしてまた母親はもとの
場所にもどるようにしてもらった。数回繰り返
すうちに、A 児は「くすぐり」の歌のフレーズ
では立ちどまり、母親の方を振り返って、待つ
ようになった。

うろろう立ち歩いていても、音楽が聞こえ、決
まったフレーズの時だけ母親が関わってくれる
ので、自分の行動を阻害される不快感もなく、そ
のフレーズを楽しみにできるようにになった結
果、母親からのアプローチが A 児にとってうれ
しい関わりとなった。

それまでの母親からのアプローチは自分のし
たいことを止められる不快な関わりと感じて、
母親が傍にくると逃げたり、膝に座らせよう
とすると抵抗していた。子どもが拒否したり逃げ
たくなっている間は、アプローチの内容は子ど
もには伝わらない。自分の行動を邪魔されない
安心感から落ち着いて周りの様子を見ることが
でき、関わりを受け入れられた時にうれしさを、
楽しさが伝えられた。また、子ども自身が活動
を予測できることで、自ら選んで関わることや
楽しみにして待つことができ、自分を待ってい
てくれる子どものまなざしに気づいた母親は子
どもに笑顔を向けることができた。

3) 就学前の子ども集団での事例

療育プログラムの中でも特に音楽活動は重要
なプログラムとして位置付けられることが多
い。

B 児は現在幼稚園の年長児で、広汎性発達障
害の診断をうけている。活動は自分の興味が優

先し、その場での集団活動に参加できないこと
も多々ある。療育の目標として、場面にあわせ
た行動の切り替えが挙げられている。

子どもたちがそれぞれのペースで取組む活動
のあと、全員で音楽活動をする場面で B 児は汽
車のレールのセットであそび始めてしまった。
他児の活動には支障がないように遊ぶことはで
きており、数分後に予定していた「バチ」の活
動から参加すると自ら決めたので、それまでは
汽車で遊ぶことを容認した。

ところが、「バチ」の活動をしようとしたとき
に他児とトラブルになり、また汽車で遊び始め
てしまった。うまく集団での活動に参加するこ
とができなかったことはやむを得ないことと
し、「バチ」の活動に参加しようとしたことを評
価した。その日は「バチ」の活動が最後の活動
となり、終了後は迎えにこられた保護者と一緒
に帰りの挨拶をして、帰宅する流れになった。

B 児は汽車で遊んでいたが、他児が「バチ」を
片付けている間に汽車のセットを片付け、挨拶
の場面では他児と同じように並ぶことができた。
自分の興味のある活動をしていても、どの
タイミングではみんなと合わせなければならない
かということを理解し、「もっと遊びたい」気
持ちを乗り越えて、自ら自主的に片付けを始め、
他児と一緒に挨拶ができたことを B 児の社会性
の向上と捉えた。

始まりがあって、終わりがある音楽の特徴を
繰り返し活用することで、自分のしている活動
をいつ終わらねばならないかの見通しを持ち、
実行することができる力を獲得したと考えられ
る。

5. 「こども音楽療育士」必修科目の履修制限

いよいよ平成24年度後期から「こども音楽療育概論」がスタートした。科目創設当初より、多数の履修希望者が予想されたこともあり、25年度後期に予定されている「こども音楽療育実習」のスムーズな実施も考慮して、25年度前期開講科目「こども音楽療育演習」の受講者は、1回生時のGPAが2.7以上の者とし、25年度後期科目「こども音楽療育実習」の履修者数を30名以内に限定することにした。

6. 考察

こども音楽療育士養成の教育課程は、上位資格である保育音楽療育士のそれよりも科目数が厳選されており、修得しなければならない単位数も少なく設定されている。保育士資格及び幼稚園教諭のそれぞれの資格免許に付加価値を高めたい本学のような保育系短期大学には相応しい資格であるといえる。

保育の現場では、幼稚園や保育所における統合保育が課題となっており、状態の異なる子ども達が一緒に活動でき、それぞれの子どもの発達段階や課題を見極め、適切なアプローチをしながら集団としての円滑な活動が求められている。

保育所、幼稚園での子育て支援の取り組みにおいても、集団での活動から外れてしまう子どもや、子どもと一緒に楽しむことができない保護者へのアプローチが求められている。そして、保育の現場で取り込まれるさまざまな活動の中で、音楽を使った活動は発達に課題を持つ子どもたちへの効果が検証されてきた。

近年、子育ての補完ではなく、子育てを支援

する専門職として、発達や集団での活動に困難さを持つ子どもたちに関わる保育者への期待は大きくなる一方である。同時に、保育の専門性に加えて音楽を有効に活用し、療育的関わりができる実際的な理論と技術を持った、より専門性の高い保育者の養成が求められてきた。

本学においても、今日的なこれらの諸課題に対応できるクォリティの高い保育者を育成していかなければならないと考えており、幼稚園教諭免許並びに保育士資格を併有することを条件として、付加価値を高めた「こども音楽療育士」資格の授与を目差しているところである。

平成24年度生の「こども音楽療育実習」では、実習先のキャパシティや本学からの距離、学生の学外実習に充てることのできる時間などを総合的に考慮すると自ずとその境界も見える。結局、30名を上限とする履修制限を設けて実施することになったが、こども音楽療育士資格のいっそうの拡がりや定着・充実を図るためには、この履修制限の前提条件の見直しも含めた改善が今後も検討課題となろう。

7. おわりに

「子ども・子育て支援法案」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案」、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を指す、いわゆる子ども子育て関連3法が、平成24年6月26日衆議院本会議で可決、8月10日参議院においても可決、成立した。¹¹⁾

従来の幼稚園型および保育所型に加えて新設される幼保連携型認定こども園の具体的制度設計によると保育教諭（幼稚園教諭免許並びに保育士資格を併有することを原則とする）の配置

が必須となるが、本学などの両免許・資格を付与する教育課程を有する養成校においては、今後も新たな制度の改訂に関心を払っていかねなければならないことは言うまでもない。

一方、本学における「こども音楽療育士」の養成は今まさに緒に就いたばかりであり、当面は、「こども音楽療育士」必修科目を申請時のシラバスに従って忠実に実施することが喫緊の課題である。スタート時の条件とした幼稚園教諭免許並びに保育士資格を併有するものとする本資格取得の前提も堅持する。

註および引用文献

- 1) 一般財団法人全国実務教育協会：こども音楽療育士資格認定制度設置の趣旨
- 2) 一般財団法人全国実務教育協会：こども音楽療育士資格認定制度設置の趣旨
- 3) 中島恵子、中村真理、林昌子、山下恵子、油谷純子
- (司会)：座談会「こども音楽療育士資格認定制度の創設にあたって」、全私学新聞 4～5面、2011.10.13
- 4) 日本音楽療法学会近畿支部ホームページ、2012.7.9 更新
- 5) 一般財団法人全国実務教育協会：一部改正の保育音楽療育士教育課程ガイドライン、2011.4.1
- 6) 一般財団法人全国実務教育協会：こども音楽療育士教育課程ガイドライン、2011.4.1
- 7) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html、2012.8.21
- 8) 日本音楽療法学会：日本音楽療法学会ニュース第21号、pp5、2011.4.30
- 9) 音楽大学・学校案内 2012年度（短大・高校・専修・大学院）、音楽の友社、2011.10
- 10) <http://www.jaucb.gr.jp/student/search/index.html>、2012.8.24
- 11) 上村初美：平成 24 年度現代保育研究所第 2 回研修会シンポジウム「あらためて『保育士の資格』を考える～子ども・子育て関連 3 法をもとに～」子どもたちの健やかな発達を育む保育士の資格のあり方と専門性、現代保育研究所、2012.9.30

